

令和2年2月28日

福島県議会議長 太田 光秋 様

福島県議会政務活動費検討会

会長 満山 喜一

令和2年4月からの政務活動費交付額について（報告）

貴職より、本検討会での検討を求められたこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 交付額

政務活動費の交付に関する条例第3条に規定する月額35万円を月額30万円とする。

2 減額の期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

3 減額の理由

本県の財政状況等を踏まえ、減額措置を継続することが適当である。